

## 目次

CV30J-1.....	2
CV30J-2.....	24

H-CV-1st-1/2

令和元年12月10日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 岡部佳彦  


平成31年(ワ)第118号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和元年10月29日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都江東区豊洲6丁目3番1号

被 告 東京シティ青果株式会社

同代表者代表取締役 鈴木敏行

10 同訴訟代理人弁護士 桑原紀昌

群馬県高崎市下大類町1258番地

被 告 ぐんま県央青果株式会社

同代表者代表取締役 阿久澤吉廣

同訴訟代理人弁護士 富岡桂三

15 東京都大田区東海3丁目2番1号

被 告 東京青果株式会社

同代表者代表取締役 川田一光

同訴訟代理人弁護士 岩崎政孝

同 山田明信

20 主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

25 被告らは、原告に対し、連帶して10万円を払え。

##### 第2 事案の概要

1 本件は、被告東京シティ青果株式会社（以下「被告シティ青果」という。）、  
被告ぐんま県央青果株式会社（以下「被告県央青果」という。）及び被告東京青  
果株式会社（以下「被告東京青果」という。）並びに利根沼田農業協同組合（以  
下「利根沼田農協」という。）の従業員らが、共謀の上、原告が出荷したズッキ  
ーニを差別化し、青果市場において安値を付ける価格操作を繰り返して原告の  
経済生活を脅かし、また、証拠隠滅などにより犯行を隠蔽し、価格の異常性を  
演出して包囲網の威力を示すことにより、原告の生命、財産及び名誉に対する  
脅迫を行い、これにより著しい恐怖と屈辱を受けたなどと主張する原告が、被  
告らに対し、被告ら及び利根沼田農協の従業員らによる共同不法行為について  
の使用者責任に基づき、慰謝料合計6000万円のうちの10万円の連帯支払  
を求めた事案である。

## 2 原告の主張

(1) 事実経過は、以下のとおりである。

ア 被告シティ青果は、平成28年7月24日から同年8月25日までの間  
1箇月以上にわたり、利根沼田農協から出荷されたズッキーニの落札価格  
を400円に固定した。

イ 平成28年7月27日出荷分のズッキーニについて、利根沼田農協のト  
ミザワは、原告の出荷分（Mサイズ91箱）だけを差別化して被告県央青  
果に出荷し、他の2軒の出荷分を被告シティ青果に出荷した。

20 なお、原告は、出荷に当たり、原告の氏名が印刷されている出荷用段ボ  
ール箱を使用していた。

ウ 平成28年7月28日、被告県央青果は、原告の出荷分に200円と3  
00円の値を付け、被告シティ青果は、他の2軒の出荷分に400円の値  
を付けた。

エ 被告シティ青果は、原告が利根沼田農協宛てに「協力依頼」を提出した  
直後の平成28年8月30日頃から、同被告のホームページ上にズッキー

ニの実勢価格を表示するのを中止した。

オ 平成29年6月29日午後、利根沼田農協の月夜野集荷所において、トミザワは、原告が前年から再三、写しの交付を要請していた平成28年7月27日分の集荷所メモについて、「廃棄してしまった。」と言った。

カ 平成29年6月30日、トミザワは、原告に対し、「シティ（被告シティ青果）がグリーンツカは色が濃緑ではなく薄いので人気がなくて売れないと今後は受けられないと言ってきた。お宅はグリーンツカだよね？」と通告した。

キ 平成29年7月及び同年8月において、被告ら及び利根沼田農協は、原告の出荷分だけを差別化して、被告県央青果又は被告東京青果に出荷し、別紙「利根沼田農協（月夜野集荷所）が平成29年7月及同年8月に出荷したズッキーニ（AM）の出荷先毎の単価（円）」記載のとおり、それに低価格を付けるという形の価格操作を毎日のように繰り返した。

なお、この際の差別化の口実は、原告の出荷分の色であった。

15 また、原告は、出荷に当たり、原告の氏名が印刷されている出荷用段ボール箱を使用していた。

ク 平成29年7月4日、利根沼田農協の月夜野集荷所において、トミザワは、廃棄してしまった集荷所メモの代わりに、「青果市況明細表」のファクシミリ文書を原告に手交したが、それは不鮮明で読むことができないものであった。

ケ 令和元年5月10日、原告は、利根沼田農協の月夜野集荷所において、トミザワに対し、訴訟目的であると告知して、被告らの各責任者に開示を求めたが、トミザワはこれを開示しなかった。

コ 令和元年5月14日、原告は、電話で、利根沼田農協のリスク管理室のイシクラに対し、訴訟目的であると告知して、トミザワの氏名の開示を求めたが、イシクラはこれを開示しなかった。

(2) 共同不法行為について

ア (1)アについて

被告シティ青果は、1箇月以上にわたり、ズッキーニの価格を400円に固定することにより、原告に包囲網の威力を示した。

①価格決定の前提条件は日々異なること、②例年相場が激変する時期であること、③平成28年7月28日の被告シティ青果のホームページ上の実勢価格は1080円であったこと、④過去3年間で3日以上同じ価格が続いたことはなく、自由市場で1箇月以上も同じ価格が続くことはあり得ないことから、上記は価格操作であり、原告の財産への害意をもってされたものである。

イ (1)ウについて

被告シティ青果及び被告県央青果は、共謀して価格操作を行うことにより、包囲網の威力を示し、原告の財産と生命に対する脅迫をした。

この時点では、原告の出荷分の色に対するクレームはなかったから、不審な一物二価である。

1箱200円ないし300円という価格水準では、原告が生活苦に陥ることは避けられず、直接的には財産への害意があり、ひいては生命への害意があるとみなすことができる。

原告の生活破壊を目的とする価格操作は、公序良俗に反し、当然に違法である。

なお、被告シティ青果が、価格差を付けたことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）2条9項6号イに当たり、価格操作をしたことは、独禁法2条9項6号ロに当たる。

ウ (1)キについて

被告シティ青果、被告県央青果及び被告東京青果は、共謀して価格操作を行うことにより、包囲網の威力を示し、原告の財産と生命に対する脅迫

をした。

平成29年7月18日のように1箱(2kg)当たり50円であれば、Mサイズの場合、1箱におおむね10本入っているから、1本5円ということになり、出荷に当たって箱代が53円かかるから、無条件に赤字であつて、極めて異常な価格水準である。原告の記憶でも300円が過去の底値であったし、原告が参入(営農開始)する前は、400円以下はなかつたと推測される。なお、近隣のベイシア(スーパーマーケット)では、ズッキーニの値段はほぼ常時1本100円である。

通常は、生活防衛ライン(ズッキーニなら300円から400円)が下値抵抗線となるはずなのに、原告の出荷物には、それを無視した価格(50円など)が付けられており、不合理である。

味も形も同じズッキーニなのに、緑色が薄いだけで、3倍から4倍の価格差があるのは、あり得ない一物二価である。これは、国連が社会権規約第7条に掲げる「同一労働同一報酬」に抵触すると思われる。同条の趣旨を敷衍するならば、自由市場の下での生産物価格についても、無制限の価格差が許容されるものではない。

被告シティ青果が、原告の出荷分のズッキーニについて、その色を理由として、締め出したことは独禁法3条に違反する。

原告の出荷分が被告シティ青果から締め出されたとしても、他の受入れ先でそれ以上の値がつけば何の問題もないが、被告県央青果でも、被告東京青果でも、常に原告の出荷分だけが格別に安くなっているのは、被告らが常に共謀していることを示す。

濃緑嗜好であるのに、薄緑の原告のズッキーニより、黄色のズッキーニの方が倍も高かった日が平成29年7月17日をはじめ何度かある。このようなでたらめな嗜好はあるはずがなく、矛盾している。

1箱50円などという異常な価格水準では、原告が生活苦に陥るのは必

然であるから、直接的には財産への害意があり、ひいては生命への害意があるとみなすことができる。

原告の生活破壊を目的とする価格操作は、公序良俗に反し、当然に違法である。

被告らが価格操作を行ったこと、原告の出荷物に付けられた価格が極め付けに不合理な価格水準であることは、統計的有意性が極めて高いことや、需給関係との比較から説明がつかないことから明らかである。

なお、被告県央青果及び被告東京青果が、被告シティ青果に倣って、著しい価格差を付けたことは、独禁法2条9項6号イに当たり、価格操作をしたことは、独禁法2条9項6号ロに当たる。

## エ (1)イ、キについて

利根沼田農協は、原告の出荷分を差別化することにより、共謀して上記イ及びウに協力し、原告の財産及び生命に対する脅迫をした。

(ア) (1)イのとおり、利根沼田農協は、平成27年7月27日出荷分について、原告の出荷分を被告県央青果に、他の2軒の出荷分を被告シティ青果に出荷したが、この時点では、原告の出荷分の色に対するクレームはなく、利根沼田農協の性質上、出荷者個人を識別する必要性がないことからみて、極めて不審であり、後に続く価格操作の予備行為であったと推定できる。

トミザワは、原告の出荷分は品質に問題があったと後講釈を試みているようであるが、このときまでにトミザワからズッキーニの品質について注意や指導を受けたことはない。

(イ) (1)カのトミザワからの通告（色を理由とする被告シティ青果からの締出し）は、前日である平成29年6月29日に原告がトミザワに平成28年7月27日出荷分の集荷所メモの写しを催促したことに対する露骨な報復である。原告がグリーンツスカを出荷するのは3年目であること

からすると、クレームがつくタイミングとして不自然であって、不審である。

出荷基準として、色や形について何の規定もないから、根拠のない理由による被告シティ青果からの締出しについては、利根沼田農協は、責任をもって、異議を唱えるべきであった。それにもかかわらず、利根沼田農協が被告シティ青果の言いなりになったことは、責任の放棄と共謀を示す。

才 利根沼田農協による(2)アから(2)エまでの隠蔽について

(ア) (1)ケのとおり、原告は、トミザワに対し、被告らの各責任者の身元の開示を求めたが、トミザワは、被告らによる脅迫目的の価格操作の蓋然性が極めて高く感じられる状況にありながら、根拠なく原告の求めを無視し、被告らの各責任者を隠避した。また、(1)コのとおり、原告は、リスク管理室のイシクラに対し、トミザワの身元の開示を求めたが、イシクラは、トミザワの関与による脅迫目的の価格操作やトミザワ自身による不法行為の蓋然性が極めて高く感じられる状況にありながら、根拠なく原告の求めを無視し、トミザワを隠避した。

(イ) (1)オに関し、平成28年8月30日、利根沼田農協宛ての「協力依頼」には「集荷所メモを確保願います。特に7／27分は重要・・・」と明記している上、原告がその後口頭で何度も要求していること、また、平成29年1月16日、利根沼田農協宛ての「協力依頼」(甲4)には「...別添の出荷所メモをご覧下さい。」との記載があることからすれば、当該メモが必要になることは明らかである。そうすると、トミザワは、故意に集荷所メモを破棄したものと思われる。また、(1)エに関し、被告シティ青果がホームページ上でズッキーニの実勢価格の表示を中止したのは、原告が利根沼田農協に対して「協力依頼」を提出した直後の平成28年8月30日頃であるから、利根沼田農協との共謀が推測される。

### (3) 損害について

ア (2)アに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには500万円を要するが、本件請求においてそのうちの2万円を請求する。

イ (2)イに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには1250万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

ウ (2)ウに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには3250万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

エ (2)エに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには500万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

オ (2)オに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには500万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

### (4) 使用者責任について

上記(2)の共同不法行為の各行為者である個人は、特定はできないものの、同人らは、それぞれ被告ら及び利根沼田農協の指揮監督の下にあり、職務として価格操作をし、あるいは価格操作の準備に協力するなどしたのであるから、被告らは、原告への使用者責任を負う。

### (5) 犯罪性の強調について

被告ら及び利根沼田農協の動機は、要するに全社会的な村八分であり、包囲網としての威力を示すことがある。十年以上前から慣習上の偏見に基づく迫害の輪がインターネットを介在して全世界に広がっている。原告の叔母太田まり子が交通事故で死亡したが、これは原告の生命に対する脅迫としての殺人であり（脅迫殺人）、原告方付近で猟銃による射撃が行われているが、これも原告の生命に対する脅迫である（狙撃脅迫）。本件における価格操作も、上記の脅迫殺人及び狙撃脅迫から派生したものと思われ、包囲網は原告の生命への脅迫の意図を常に持っているとみなすことができる。本件のような価格操作は、自由市場において違法であることは自明であり、それをあえて選

5 拝して実行しているのは、原告限りの特殊事情（社会的孤立状態）を見越した上で、例えば不当な判決による原告の敗北等、あり得ない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握りつぶしてみせるぞ。」という無言の脅迫の意図を如実に示すものである。

### 3 被告らの主張

#### (1) 被告シティ青果の主張

ア 原告の主張は全て否認ないし争う。

10 被告シティ青果が他の被告ら及び利根沼田農協と共に謀して原告の出荷物を差別化した事実、被告シティ青果が不当な価格操作を行った事実、他の被告ら及び利根沼田農協と共に謀した事実は一切ない。

イ 被告シティ青果は、卸売業者であり、取引先である利根沼田農協から出荷された青果物の受託販売を行っている。生産者として利根沼田農協に農産物を出荷している原告のことは、本件訴訟が提起されるまで認識しておらず、当然面識もなかった。被告シティ青果では、原告に対し、差別的取扱いをする理由も、原告の生産物を不当に貶める必要や利益なども全くない。後記のとおり、青果市場における販売価格は、需要と供給のバランス及び卸売会社の営業努力によって決定されるものであり、販売価格の決定が第三者（生産者）に対する威力や脅迫になることなどあり得ない。

20 また、被告シティ青果に出荷されていない原告の生産物について、被告シティ青果がその価格操作を行うことなどおよそ不可能である。被告シティ青果が他の被告ら及び利根沼田農協と共に謀して価格操作を行った旨の原告の主張は、担当者名、時期、場所、方法、共謀の内容などの具体的な事実が指摘されておらず、それ自体失当である。

ウ 卸売業者は、取扱品目の部類の属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のために販売委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければその引き受けを拒んではならないとされる（卸売市場法36条

2項参照)。青果物の卸売会社も取引先から出荷されてくる青果物の引き受けを原則的に拒否できない環境にあり、換言すれば受託販売が義務的に課されることになる。本件に即していようと、被告シティ青果や、他の被告らは、取引先である利根沼田農協から出荷された青果物について、原則的に受託を拒否できず、大量に商品が出荷された場合でも、これらの商品を売り切らなければならない立場にある。このため、入荷量が減少している時期には高値での販売が可能となるが、入荷量が増加し需要に対して飽和状態になる場合には廉価で販売せざるを得ず、価格が一、二箇月ほとんど変動しない事態や、現実の販売価格が段ボール箱代にも及ばないことすら発生するのである。

エ 平成28年7月から同年9月までの間において、利根沼田農協の月夜野集荷所から被告シティ青果に出荷されたズッキーニの販売状況は別紙のとおりである(乙ろ1)。例年7月及び8月はズッキーニの最盛期であり、群馬県産のみならず他県産の商品も大量に出荷されることから、卸売会社としても販売に努力を要する時期である。原告の指摘する平成28年7月25日から同年8月26日までは1箱(2kg)400円による販売が維持されているが、同年8月期の群馬県産ズッキーニの販売単価は1kg当たり202円であり(乙ろ2)、1箱(2kg)当たり404円となることからすると、利根沼田農協の月夜野集荷所からの出荷商品が特別な価格で販売されたものではないことは明らかである。同年7月25日から同年8月26日までの間、1箱当たりの販売価格が400円と不変であるのは、値崩れを回避するために被告シティ青果が営業努力を続けた結果である。なお、平成28年9月には、販売価格が1箱(2kg)当たり800円程度に上昇するが、その原因が入荷量減少による需要と供給のバランスにあることはいうまでもない。

オ 原告が言及する「実勢価格」は、当該取引日における築地市場(当時)

の最高価格である。平成28年7月28日における野菜相場表記載のズッキーニの価格1080円は、長野県産のものであり（乙ろ3），群馬県産のズッキーニの取引価格が表示されているものではない。群馬県産のズッキーニは、箱内商品の形と大きさが均一でないため、長野県産のズッキーニより評価が低く、当然市場での取引価格も長野県産のそれより廉価となる。そのため、被告シティ青果が表示した野菜相場と、群馬県産のズッキーニの価格に乖離があるのは当然である。

5  
10  
15  
20  
25

(2) 被告県央青果の主張

ア 被告ら及び利根沼田農協が、共謀して原告の出荷物を差別化して価格操作を繰り返し、証拠隠滅などにより互いに犯行を隠蔽して価格の異常性を演出し、原告に対する包囲網を示し、原告の生命、財産及び名誉に対する脅迫をしたとの原告の主張は、全て否認する。

イ 被告県央青果は、卸売業者であり、取り扱う青果物について、その品質や消費者の嗜好を考慮して価格を決め、買参人に売却する。同種の青果物が、一度に各地から大量に出荷されなければ、価格が低廉になることもある。

ウ 原告は、出荷用の箱に生産者の氏名が記載されており、原告の出荷したものだけを特別に他と区別して安価な価格とし、差別している旨を主張する。しかし、原告は、ごく小規模の生産者であり、被告県央青果の担当者に原告との面識はない。被告県央青果には、あらゆる種類の、多量の青果物が、各地域の農業協同組合から箱に入れられて送られてくるのであり、これを毎日滞りなく売りさばいているのであるから、被告県央青果の担当者が、原告の出荷物であることから価格を下げるなどということに関わっているなど、あり得ない。利根沼田農協から出荷されるズッキーニの生産者は原告を含めて3人であったが、被告県央青果では、利根沼田農協から出荷されてくるズッキーニについて、利根沼田農協によって付けられた等

級ごとに、同じ価格で売りさばいていたのであり、出荷用の箱に名前が表示されていたとしても、原告と他の生産者とを、その名前によって差別したことはない。

### (3) 被告東京青果の主張

ア 原告の被告東京青果に対する請求原因は不特定であり、主張自体失当である。

イ 被告東京青果は、東京都が開設している東京都中央卸売市場大田市場において出荷者から委託された青果物の販売等を行う卸売業者であり、平成29年7月、利根沼田農協との間でズッキーニに関する取引関係（委託販売契約関係）があったが、原告との間では直接の取引関係はない。また、被告東京青果は、委託販売の際、利根沼田農協が出荷する青果物について、生産者の個別通知を受けることはないから、個々の生産者が誰であるかは知らなかった。

ウ 平成29年7月及び同年8月において、被告ら及び利根沼田農協が共謀して原告の出荷分を差別化し、これに対して不当に安い価格操作をした旨の主張については、否認する。

利根沼田農協からのズッキーニの委託販売に当たっては、売主（委託者）が利根沼田農協、買主（販売先）が仲卸業者等になるため、仮に当該青果物の生産者が原告であったとしても、被告東京青果は、その事実を知ることはない。

被告東京青果が、利根沼田農協や原告の出荷物を差別した事実も、利根沼田農協を通じて不当な価格操作を行った事実もない。被告東京青果が、上記の委託販売の際、他の被告らとの間で連絡を取り合った事実はなく、他の被告らと通じて販売価格を調整した事実もない。

### 第3 当裁判所の判断

1 後記証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 利根沼田農協は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村を区域とし、組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売等の事業を行う農業協同組合である。被告らは、いずれも青果物の受託販売等の業務を目的とする卸売会社である。原告は、農業を営んでおり、平成26年から平成29年まで、ズッキーニ（品種はグリーントスカである。）を利根沼田農協の月夜野集荷所に出荷していた。同じ頃、利根沼田農協の月夜野集荷所には、原告以外にズッキーニを出荷する者が2人いた（弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、次のとおり、平成28年7月27日にズッキーニを利根沼田農協の月夜野集荷所に出荷し、同年8月2日に利根沼田農協との間で販売代金の精算がされた（甲8）。なお、単価は1箱当たりの金額であり、1箱は2kg入りである。

等階級	数量（箱）	単価（円）	精算金額（円）
A 2 L	5	300. 00000	1500
A L	11	355. 55555	3911
A M	91	310. 19108	2万8227
A S	9	355. 55555	3199

(3) 利根沼田農協は、次のとおり平成28年7月27日に月夜野集荷所で集荷されたズッキーニを出荷した（甲2）。なお、単価は1箱当たりの金額であり、1箱は2kg入りである。

ア 出荷先 被告県央青果

等階級	数量（箱）	単価（円）	金額（円）
A L	6	200	1200
A M	41	300	1万2300
A M	50	200	1万0000
A S	6	200	1200

イ 出荷先 被告シティ青果

等階級	数量（箱）	単価（円）	金額（円）
A 2 L	9	300	2700
A L	21	400	8400
A M	66	400	2万6400
A S	21	400	8400

- (4) 利根沼田農協が平成28年7月から同年9月までに月夜野集荷所で集荷し、被告シティ青果に出荷したズッキーニ（等階級AM）について、1箱（2kg）当たりの単価は、別紙「【2016年7月～9月】利根沼田農協 月夜野集荷場（ズッキーニ）販売環境について」に記載のとおりである（なお、別紙の年月日欄記載の年月日は売立日であり、利根沼田農協からの出荷日はその前日であると認められる。）（甲1，2，乙ろ1，弁論の全趣旨）。
- (5) 被告シティ青果が平成28年7月から同年9月までに取り扱ったズッキーニの1kg当たりの単価（原産地別）は、同年7月は平均266円、群馬県産は171円（岩手県産と並んで最も安い。）、最も高いのは静岡産の933円であり、同年8月は平均319円、群馬県産は202円、最も安いのは茨城県産の173円、最も高いのは千葉県産の957円であり、同年9月は平均474円、群馬県産368円、最も安いのは山形県産の298円、最も高いのは千葉県産の1000円である（乙ろ2）。
- (6) 被告シティ青果は、平成28年7月28日の野菜相場表において、同日築地市場で最も高値で販売されたものとして、長野県産のズッキーニ（等階級AM）2kg当たりの価格が、1080円である旨を公表した（乙ろ3、弁論の全趣旨）。
- (7) 利根沼田農協が平成29年7月及び同年8月に月夜野集荷所で集荷し、被告シティ青果、被告県央青果及び被告東京青果に出荷したズッキーニ（等階級AM）について、1箱（2kg）当たりの単価は、別紙「利根沼田農協

(月夜野集荷所)が平成29年7月及同年8月に出荷したズッキーニ(AM)の出荷先毎の単価(円)」に記載のとおりである(甲3,弁論の全趣旨)。

(8) 原告がズッキーニの出荷に使用していた段ボール箱は、利根沼田農協から購入したものであり、側面に生産者名として原告の氏名が印刷されていた(弁論の全趣旨)。

## 2 原告の主張(2)アについて

上記1認定事実によれば、平成28年7月24日から同年8月25日までに利根沼田農協の月夜野集荷所で集荷され、被告シティ青果に出荷されたズッキーニ(等階級AM)について、1箱(2kg)当たりの価格が400円と一定していたことが認められる。

原告は、価格決定の前提条件は日々異なる、7月下旬から8月下旬は例年相場が激変する時期である、過去3年間で3日以上同じ価格が続いたことはないなどと主張するが、仮に原告主張のとおりであるとしても、上記1認定のとおり、被告シティ青果が取り扱った群馬県産ズッキーニの1kg当たりの単価が、平成28年7月は171円、同年8月は202円であることに照らせば、同年7月24日から同年8月25日までに利根沼田農協から出荷されたズッキーニの販売価格が1箱(2kg)当たり400円と一定していたことが、被告シティ青果において値崩れを防ぐために営業努力を行った可能性をうかがわせる 것은あっても、被告シティ青果による意図的な価格操作によるものであることを推認させるものではない。

また、原告は、平成28年7月28日の被告シティ青果のホームページ上のズッキーニの「実勢価格」が1080円であった旨を主張するが、上記1認定のとおり、これは、同日の野菜相場として、築地市場で最も高値で販売されたものが、長野県産のズッキーニ(等階級AM)2kg当たり1080円である旨を公表したものである。上記1認定のとおり、同じズッキーニであっても、原産地によって販売価格に相当程度の差があり、群馬県産のズッキ

一ニ（利根沼田農協の出荷分に限られない。）の販売価格は平均を下回つてゐることからすると、長野県産ズッキーニの販売価格と、群馬県産である利根沼田農協の出荷分の販売価格が近似していないとしても、不自然、不合理であるとは認められない。

5 以上のはか、本件全証拠によつても、平成28年7月24日から同年8月25日までに利根沼田農協の月夜野集荷所で集荷され、被告シティ青果に出荷されたズッキーニの1箱（2kg）当たりの価格が400円と一定していたことが、被告シティ青果が価格操作をした結果であるとは認められない。

### 3 原告の主張(2)イについて

10 上記1認定事実によれば、平成28年7月28日に原告が出荷したズッキーニは、A2L5箱、AL11箱、AM91箱、AS9箱であるところ、同日利根沼田農協が被告県央青果に出荷したズッキーニは、AL6箱、AM41箱、同50箱、AS6箱であり、被告シティ青果に出荷したズッキーニは、A2L9箱、AL9箱、AM6.6箱、AS21箱である。利根沼田農協はA2Lを被告シティ青果にしか出荷していないから、原告の出荷したA2Lは被告シティ青果に出荷されているはずであるし、利根沼田農協が被告県央青果及び被告シティ青果に出荷したAL及びASの各数量と、原告が利根沼田農協に出荷したAL及びASの各数量を比較すると、原告の出荷したAL及びASは、その全部が被告シティ青果に出荷されている可能性もあれば、被告県央青果及び被告シティ青果に分けて出荷されている可能性もあるが、被告シティ青果に全く出荷されなかつたことにはならない。このことからすると、利根沼田農協が被告県央青果に出荷したAMの数量（合計91箱）が、原告の出荷したAMの数量（合計91箱）と一致することのみをもつて、原告の出荷したAMの全部が、利根沼田農協によって被告県央青果に出荷されたはずであるとは認められない。上記のとおり、原告の出荷したAL及びASは、少なくとも一部が被告シティ青果にも出荷されていることになり、上

記1認定のとおり、被告県央青果及び被告シティ青果は、それぞれAL及びASを別の価格で販売しているが、被告シティ青果ではAL及びASの一部を異なる価格で販売していないこと、つまり原告の出荷分と他の生産者の出荷分とを区別していないことを考慮すれば、被告シティ青果及び被告県央青果において、原告の出荷したAMに限って、ことさら安い価格で販売しようとしていたとは考え難い。

上記1認定事実によれば、原告と利根沼田農協が販売代金の精算をするに当たって、利根沼田農協が被告県央青果及び被告シティ青果にそれぞれ出荷したAMの販売価格の平均値をもって単価が算出されていると認められるのであり（310.19108円＝（41箱×300円）+（50箱×200円）+（66箱×400円）÷157箱），このことを考慮すれば、仮に原告の出荷したAMの全部が、利根沼田農協によって被告県央青果に出荷され、被告シティ青果に出荷されたものより安価な価格で販売されたとしても、それが原告を害するための価格操作になるとは到底認められない。

#### 15 4 原告の主張(2)ウについて

(1) 被告シティ青果が、平成29年6月30日頃、利根沼田農協に対し、ズッキーニのうちグリーントスカは受けられない旨の申入れをしたことや、同年7月及び同年8月、ズッキーニのうちグリーントスカの取扱いを止めたことを認めるに足りる的確な証拠はないし、上記の期間において、原告が利根沼田農協の月夜野集荷所に出荷したズッキーニの数量が明らかにされていないから、上記の期間において、原告の出荷したズッキーニについて、利根沼田農協が被告シティ青果には出荷せず、被告県央青果及び被告東京青果にのみ出荷したとまでは認められない。

(2) 仮に平成29年7月及び同年8月において、原告が利根沼田農協に出荷したズッキーニが、被告シティ青果には出荷されず、被告県央青果及び被告東京青果にのみ出荷されていたとしても、上記の期間において、原告が

利根沼田農協の月夜野集荷所に出荷したズッキーニの数量は明らかにされておらず、上記1認定のとおり、この頃、原告以外にも利根沼田農協にズッキーニを出荷していた生産者がいたことからすると、利根沼田農協が被告県央青果及び被告東京青果に出荷したズッキーニに、原告以外の生産者の出荷分が含まれていた可能性も否定できず、本件全証拠によつても、被告県央青果及び被告東京青果が、原告の出荷物に限つて、安価な価格で販売したとは認められない。また、地域によつて消費者の嗜好や経済力に差異があるのが通常であり、被告ごとに環境や前提条件が異なることからすれば、同一の品目であつても、被告ごとに需要の程度が異なるはずであり、被告らが同じ日に同一の品目を異なる価格で販売していたとしても、それが不合理であるなどとはいえず、原告主張の価格操作があつたということにはならない。

(3) 原告がズッキーニの出荷に使用していた段ボール箱に、その氏名が印刷されていたからといって、そのことから直ちに被告らが原告を具体的に認識することができたとはいえないし、本件全証拠によつても、被告らにおいて、利根沼田農協から出荷されたズッキーニのうち、原告の出荷物についての販売価格を決めるに当たり、意思を相通じていたとは到底認められない。

#### 5 原告の主張(2)エについて

上記3及び4に説示したところによれば、利根沼田農協が、原告の出荷分を差別化し、共謀して被告らの価格操作に協力したなどと認めるることはできない。

#### 6 原告の主張(2)オについて

上記2から5までに説示したとおり、被告ら及び利根沼田農協について、原告主張の共同不法行為が成立するとは認められないことからすれば、原告に対し、トミザワが被告らの各責任者の身元の開示をせず、イシクラがトミ

ザワの身元を開示しなかつたとしても、それが隠避や隠蔽に当たるとはいえない。

また、原告からの依頼があったとしても、利根沼田農協において原告のために平成28年7月27日出荷分に係る集荷所メモを保管すべき法的義務を負うとは考え難いし、原告が集荷所メモと同旨の記載のある青果市況明細表（甲2）入手できたことも併せて考慮すれば、トミザワが集荷所メモを廃棄したとしても、それが証拠隠滅に当たるとは認められない。

なお、被告シティ青果が、平成28年8月30日頃、そのホームページ上でズッキーニの実勢価格の表示を中止したとの事実及びそれが利根沼田農協との共謀によるとの事実を認めるに足りる証拠はない。

10

#### 第4 結論

以上によれば、原告の主張するその余の点を検討するまでもなく、原告の被告らに対する請求は理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

15

前橋地方裁判所民事第2部

裁 判 官

松本有紀子



(別紙)

【2016年7月～9月】利根沼田農協 月夜野集荷場(ズッキーニ)販売環境について

年 月	日	(AM) 単 価	数 量	金 額 (円)
2016年7月	2 日	500 円	27箱	13,500円
	4 日	400 円	29箱	11,600円
	5 日	400 円	45箱	18,000円
	6 日	300 円	19箱	5,700円
	6 日	400 円	26箱	10,400円
	7 日	300 円	28箱	8,400円
	7 日	500 円	2箱	1,000円
	8 日	250 円	45箱	11,250円
	9 日	300 円	33箱	9,900円
	9 日	500 円	3箱	1,500円
	11 日	300 円	69箱	20,700円
	12 日	300 円	48箱	14,400円
	14 日	300 円	45箱	13,500円
	15 日	300 円	30箱	9,000円
	16 日	300 円	32箱	9,600円
	19 日	300 円	60箱	18,000円
	20 日	300 円	45箱	13,500円
	21 日	300 円	36箱	10,800円
	22 日	300 円	23箱	6,900円
	23 日	300 円	40箱	12,000円
	25 日	400 円	48箱	19,200円
	26 日	400 円	31箱	12,400円
	28 日	400 円	66箱	26,400円
	29 日	400 円	25箱	10,000円
	30 日	400 円	60箱	24,000円

年 月	日	(AM) 単 価	数 量	金 額 (円)
2016年8月	1 日	400 円	81箱	32,400円
	2 日	400 円	25箱	10,000円
	3 日	400 円	40箱	16,000円
	4 日	400 円	21箱	8,400円
	5 日	400 円	50箱	20,000円
	6 日	400 円	43箱	17,200円
	8 日	400 円	64箱	25,600円
	9 日	400 円	68箱	27,200円
	10 日	400 円	37箱	14,800円
	12 日	400 円	55箱	22,000円
	13 日	400 円	18箱	7,200円
	17 日	400 円	85箱	34,000円
	18 日	400 円	30箱	12,000円
	19 日	400 円	22箱	8,800円
	20 日	400 円	48箱	19,200円
	22 日	400 円	50箱	20,000円
	23 日	400 円	10箱	4,000円
	25 日	400 円	16箱	6,400円
	26 日	400 円	7箱	2,800円
	27 日	500 円	10箱	5,000円
	29 日	600 円	10箱	6,000円

年 月	日	(AM) 単 価	数 量	金 額 (円)
2016年9月	1 日	800 円	4箱	3,200円
	3 日	800 円	8箱	6,400円
	5 日	800 円	12箱	9,600円
	6 日	800 円	14箱	11,200円
	7 日	800 円	19箱	15,200円
	8 日	800 円	19箱	15,200円
	9 日	700 円	21箱	14,700円
	10 日	600 円	14箱	8,400円
	12 日	600 円	36箱	21,600円
	13 日	600 円	17箱	10,200円
	15 日	600 円	34箱	20,400円
	16 日	600 円	16箱	9,600円
	17 日	600 円	15箱	9,000円
	20 日	800 円	15箱	12,000円
	23 日	800 円	10箱	8,000円
	24 日	800 円	13箱	10,400円
	26 日	800 円	7箱	5,600円
	29 日	1,500 円	5箱	7,500円
	30 日	1,200 円	3箱	3,600円

(別紙)

利根沼田農協（月夜野集荷所）が平成29年7月及同年8月に出荷したズッキーニ（AM）の出荷先毎の単価（円）

なお、被告県央青果のカッコ内の数値は黄色のズッキーニ（AM）の単価（円）  
である。

	被告シティ青果	被告県央青果	被告東京青果
7月 3日	437	200	
7月 7日	566	200	
10 7月10日	600	150 (300)	
7月14日	322		100
7月17日	272	100 (200)	50
7月18日	201	50	
7月19日	243	100	
15 7月23日	325	150	
7月31日	500	200	
8月 1日	665	200	
8月 3日	640	200	
8月11日	500	200	
20 8月17日	600	150	

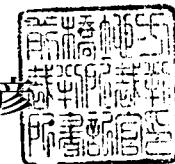
以上

これは正本である。

令和元年12月10日

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 岡 部 佳 彦



H-CV-1st-2/2

令和元年12月10日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 岡部佳彦  


平成31年(ワ)第118号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和元年11月25日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

群馬県沼田市東原新町1940番地1

被 告 利根沼田農業協同組合

同代表者代表理事 林 康 夫

10 同訴訟代理人弁護士 高 橋 伸 二

同 原 田 英 明

同 福 島 翔 也

主 文

1 原告の請求を棄却する。

15 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を払え。

##### 第2 事案の概要

20 1 本件は、東京シティ青果株式会社（以下「シティ青果」という。）、ぐんま県  
央青果株式会社（以下「県央青果」という。）及び東京青果株式会社（以下「東  
京青果」という。）並びに被告の従業員らが、共謀の上、原告が出荷したズッキ  
ーニを差別化し、青果市場において安値を付ける価格操作を繰り返して原告の  
経済生活を脅かし、また、証拠隠滅などにより犯行を隠蔽し、価格の異常性を  
演出して包囲網の威力を示すことにより、原告の生命、財産及び名誉に対する  
脅迫を行い、これにより著しい恐怖と屈辱を受けたなどと主張する原告が、被

告に対し、シティ青果、県央青果及び東京青果（以下、この3社を総称するときは「卸売3社」という。）並びに被告の従業員らによる共同不法行為についての使用者責任に基づき、慰謝料合計6000万円のうちの10万円の支払を求めた事案である。

5 2 原告の主張

(1) 事実経過は、以下のとおりである。

ア シティ青果は、平成28年7月24日から同年8月25日までの間1箇月以上にわたり、被告から出荷されたズッキーニの落札価格を400円に固定した。

10 イ 平成28年7月27日出荷分のズッキーニについて、被告のトミザワは、原告の出荷分（Mサイズ91箱）だけを差別化して県央青果に出荷し、他の2軒の出荷分をシティ青果に出荷した。

なお、原告は、出荷に当たり、原告の氏名が印刷されている出荷用段ボール箱を使用していた。

15 ウ 平成28年7月28日、県央青果は、原告の出荷分に200円と300円の値を付け、シティ青果は、他の2軒の出荷分に400円の値を付けた。

エ シティ青果は、原告が被告宛てに「協力依頼」を提出した直後の平成28年8月30日頃から、シティ青果のホームページ上にズッキーニの実勢価格を表示するのを中止した。

20 オ 平成29年6月29日午後、被告の月夜野集荷所において、トミザワは、原告が前年から再三、写しの交付を要請していた平成28年7月27日分の集荷所メモについて、「廃棄してしまった。」と言った。

カ 平成29年6月30日、トミザワは、原告に対し、「シティ（シティ青果）がグリーンツスカは色が濃緑ではなく薄いので人気がなくて売れないから今後は受けられないと言ってきた。お宅はグリーンツスカだよね？」と通告した。

キ 平成29年7月及び同年8月において、卸売3社及び被告は、原告の出荷分だけを差別化して、県央青果又は東京青果に出荷し、別紙「被告（月夜野集荷所）が平成29年7月及同年8月に出荷したズッキーニ（AM）の出荷先毎の単価（円）」記載のとおり、それに低価格を付けるという形の価格操作を毎日のように繰り返した。

なお、この際の差別化の口実は、原告の出荷分の色であった。

また、原告は、出荷に当たり、原告の氏名が印刷されている出荷用段ボール箱を使用していた。

ク 平成29年7月4日、被告の月夜野集荷所において、トミザワは、廃棄してしまった集荷所メモの代わりに、「青果市況明細表」のファクシミリ文書を原告に手交したが、それは不鮮明で読むことができないものであった。

ケ 令和元年5月10日、原告は、被告の月夜野集荷所において、トミザワに対し、訴訟目的であると告知して、卸売3社の各責任者に開示を求めたが、トミザワはこれを開示しなかった。

コ 令和元年5月14日、原告は、電話で、被告のリスク管理室のイシクラに対し、訴訟目的であると告知して、トミザワの氏名の開示を求めたが、イシクラはこれを開示しなかった。

## (2) 共同不法行為について

### ア (1)アについて

シティ青果は、1箇月以上にわたり、ズッキーニの価格を400円に固定することにより、原告に包囲網の威力を示した。

①価格決定の前提条件は日々異なること、②例年相場が激変する時期であること、③平成28年7月28日のシティ青果のホームページ上の実勢価格は1080円であったこと、④過去3年間で3日以上同じ価格が続いたことはなく、自由市場で1箇月以上も同じ価格が続くことはあり得ないことから、上記は価格操作であり、原告の財産への害意をもってされたも

5 のである。

イ (1)ウについて

シティ青果及び県央青果は、共謀して価格操作を行うことにより、包囲網の威力を示し、原告の財産と生命に対する脅迫をした。

この時点では、原告の出荷分の色に対するクレームはなかったから、不審な一物二価である。

1箱200円ないし300円という価格水準では、原告が生活苦に陥ることは避けられず、直接的には財産への害意があり、ひいては生命への害意があるとみなすことができる。

10 原告の生活破壊を目的とする価格操作は、公序良俗に反し、当然に違法である。

なお、シティ青果が、価格差を付けたことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）2条9項6号イに当たり、価格操作をしたことは、独禁法2条9項6号ロに当たる。

15 ウ (1)キについて

卸売3社は、共謀して価格操作を行うことにより、包囲網の威力を示し、原告の財産と生命に対する脅迫をした。

平成29年7月18日のように1箱（2kg）当たり50円であれば、Mサイズの場合、1箱におおむね10本入っているから、1本5円ということになり、出荷に当たって箱代が53円かかるから、無条件に赤字であって、極めて異常な価格水準である。原告の記憶でも300円が過去の底値であったし、原告が参入（営農開始）する前は、400円以下はなかったと推測される。なお、近隣のベイシア（スーパーマーケット）では、ズッキーニの値段はほぼ常時1本100円である。

25 通常は、生活防衛ライン（ズッキーニなら300円から400円）が下値抵抗線となるはずなのに、原告の出荷物には、それを無視した価格（5

0円など)が付けられており、不合理である。

味も形も同じズッキーニなのに、緑色が薄いだけで、3倍から4倍の価格差があるのは、あり得ない一物二価である。これは、国連が社会権規約第7条に掲げる「同一労働同一報酬」に抵触すると思われる。同条の趣旨を敷衍するならば、自由市場の下での生産物価格についても、無制限の価格差が許容されるものではない。

シティ青果が、原告の出荷分のズッキーニについて、その色を理由として、締め出したことは独禁法3条に違反する。

原告の出荷分がシティ青果から締め出されたとしても、他の受入れ先でそれ以上の値がつけば何の問題もないが、県央青果でも、東京青果でも、常に原告の出荷分だけが格別に安くなっているのは、卸売3社が常に共謀していることを示す。

濃緑嗜好であるのに、薄緑の原告のズッキーニより、黄色のズッキーニの方が倍も高かった日が平成29年7月17日をはじめ何度かある。このようなでたらめな嗜好はあるはずがなく、矛盾している。

1箱50円などという異常な価格水準では、原告が生活苦に陥るのは必然であるから、直接的には財産への害意があり、ひいては生命への害意があるとみなすことができる。

原告の生活破壊を目的とする価格操作は、公序良俗に反し、当然に違法である。

卸売3社が価格操作を行ったこと、原告の出荷物に付けられた価格が極め付けに不合理な価格水準であることは、統計的有意性が極めて高いことや、需給関係との比較から説明がつかないことから明らかである。

なお、県央青果及び東京青果が、シティ青果に倣って、著しい価格差を付けたことは、独禁法2条9項6号イに当たり、価格操作をしたことは、独禁法2条9項6号ロに当たる。

エ (1)イ、キについて

被告は、原告の出荷分を差別化することにより、共謀して上記イ及びウに協力し、原告の財産及び生命に対する脅迫をした。

(ア) (1)イのとおり、被告は、平成27年7月27日出荷分について、原告の出荷分を県央青果に、他の2軒の出荷分をシティ青果に出荷したが、この時点では、原告の出荷分の色に対するクレームはなく、被告の性質上、出荷者個人を識別する必要性がないことからみて、極めて不審であり、後に続く価格操作の予備行為であったと推定できる。

トミザワは、原告の出荷分は品質に問題があったと後講釈を試みているようであるが、このときまでにトミザワからズッキーニの品質について注意や指導を受けたことはない。

(イ) (1)カのトミザワからの通告（色を理由とするシティ青果からの締出し）は、前日である平成29年6月29日に原告がトミザワに平成28年7月27日出荷分の集荷所メモの写しを催促したことに対する露骨な報復である。原告がグリーンツカを出荷するのは3年目であることからすると、クレームがつくタイミングとして不自然であって、不審である。

出荷基準として、色や形について何の規定もないから、根拠のない理由によるシティ青果からの締出しについては、被告は、責任をもって、異議を唱えるべきであった。それにもかかわらず、被告がシティ青果の言いなりになったことは、責任の放棄と共謀を示す。

オ 被告による(2)アから(2)エまでの隠蔽について

(ア) (1)ケのとおり、原告は、トミザワに対し、卸売3社の各責任者の身元の開示を求めたが、トミザワは、卸売3社による脅迫目的の価格操作の蓋然性が極めて高く感じられる状況にありながら、根拠なく原告の求めを無視し、卸売3社の各責任者を隠避した。また、(1)コのとおり、原告は、リスク管理室のイシクラに対し、トミザワの身元の開示を求めたが、

イシクラは、トミザワの関与による脅迫目的の価格操作やトミザワ自身による不法行為の蓋然性が極めて高く感じられる状況にありながら、根拠なく原告の求めを無視し、トミザワを隠避した。

(イ) (1)オに関し、平成28年8月30日、被告宛ての「協力依頼」には「集荷所メモを確保願います。特に7／27分は重要・・・」と明記している上、原告がその後口頭で何度も要求していること、また、平成29年1月16日、被告宛ての「協力依頼」(甲4)には「・・・別添の出荷所メモをご覧下さい。」との記載があることからすれば、当該メモが必要になることは明らかである。そうすると、トミザワは、故意に集荷所メモを破棄したものと思われる。また、(1)エに関し、シティ青果がホームページ上でズッキーニの実勢価格の表示を中止したのは、原告が被告に対して「協力依頼」を提出した直後の平成28年8月30日頃であるから、被告との共謀が推測される。

### (3) 損害について

ア (2)アに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには500万円を要するが、本件請求においてそのうちの2万円を請求する。

イ (2)イに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには1250万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

ウ (2)ウに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには3250万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

エ (2)エに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには500万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

オ (2)オに係る原告の精神的苦痛を慰謝するには500万円を要するが、本件請求においてはそのうちの2万円を請求する。

### (4) 使用者責任について

上記(2)の共同不法行為の各行為者である個人は、特定はできないものの、

同人らは、それぞれ卸売3社及び被告の指揮監督の下にあり、職務として価格操作をし、あるいは価格操作の準備に協力するなどしたのであるから、卸売3社及び被告は、原告への使用者責任を負う。

#### (5) 犯罪性の強調について

5 卸売3社及び被告の動機は、要するに全社会的な村八分であり、包囲網としての威力を示すことがある。十年以上前から慣習上の偏見に基づく迫害の輪がインターネットを介在して全世界に広がっている。原告の叔母太田まり子が交通事故で死亡したが、これは原告の生命に対する脅迫としての殺人であり（脅迫殺人）、原告方付近で猟銃による射撃が行われているが、これも原告の生命に対する脅迫である（狙撃脅迫）。本件における価格操作も、上記の脅迫殺人及び狙撃脅迫から派生したものと思われ、包囲網は原告の生命への脅迫の意図を常に持っているとみなすことができる。本件のような価格操作は、自由市場において違法であることは自明であり、それをあえて選択して実行しているのは、原告限りの特殊事情（社会的孤立状態）を見越した上で、  
10 例えは不当な判決による原告の敗北等、あり得ない特殊な状況を前提にして  
15 「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握りつぶしてみせるぞ。」という無言の脅迫の意図を如実に示すものである。

### 3 被告の主張

(1) 事実経過について、被告が平成29年6月29日時点において、平成28年7月27日出荷に係る集荷所メモを廃棄していた事実、平成29年1月18日に原告から「協力依頼」と題する書面（甲4）を受領した事実、原告が卸売3社の責任者ないし担当者やトミザワの情報を開示するように求め、ひ被告がこれを拒否した事実は認める。

なお、被告においては、集荷所メモはおよそ1箇月程度で廃棄する運用が  
25 されている。

(2) 被告の販売事業について

ア 組合員が生産した農畜産物を被告が集荷して販売することを被告では「販売事業」と呼称しており、この販売事業は被告の販売業務規程（乙い1）に基づいて運営されている。この販売事業では、組合員の所得を高めること、安定した生活を実現することを旨として、①無条件委託販売（農業者が農業協同組合に条件を付けずに販売を委託する）、②共同計算・共同販売（農産物という品物の性質上、同じ品質でも日別、市場別によって価格差がでるため、一定の時期内での平均価格で精算し（共同計算）、農業協同組合において農産物毎に出荷基準を設け、品質を一定レベルに保ち、数量をまとめる（共同販売））、③系統全利用（農業者が販売する農産物全量を、農業協同組合を通じて販売する）という3つの販売方針を採用している。

そのため、被告は、農業者から農産物の納入を受けた後、それを各市場（卸売業者）との間の販売委託契約に基づいて納入する。この際、被告は、各市場に対して生産者情報の個別通知を送付していない（出荷用段ボール箱に生産者の氏名が印刷されているが、それは被告による通知ではない）。したがって、市場においては、共同販売の原則に則って一定レベルに保たれた農産物が納入され、単にその日の市場の状況に応じて納入された農産物を販売することになる。

また、市場において販売された農産物の販売代金は、一度、全国農業協同組合に支払われ、かかる後に個々の農協共同組合（本件でいえば被告）に支払われ、個々の農協共同組合が共同計算の原則に則って一定の時期内での当該農産物の平均価格を算出し、手数料を差し引いて農業者に清算金を支払う。このような計算方式がとられているから、仮に1人の農業者の納入した農産物の販売価格を不当に引き下げたとしても、当該農業者のみを対象として損害を与えることはできないことになる。なお、農業協同組合の手数料は、農産物の販売価格が高いほど高くなるため、農業協同組合

が農産物の販売価格を不当に引き下げる動機はない。

ウ 原告の主張(2)アから(2)エまでについて、原告が生産者であることを知らない卸売3社において、原告の生産物であることをもって価格操作することは不可能であり、卸売3社が原告の出荷分を差別化し、それに低価格を突き付けるという価格操作を行っていたことなどないが、仮に原告主張のとおり、卸売3社において生産者が原告であると認識した上で価格操作をしたとしても、共同計算による精算が行われる以上、清算金の支払を原告のみ少額にするようなことは制度上不可能であり、原告のみに損害を与えることなどできない。そして、原告の主張(2)オについて、同アからエまでがない以上、隠蔽する事実がないということになる。

原告の主張する被告と卸売3社との共謀について、その態様も明らかでないし、被告において卸売3社に対して納入した原告の農産物について価格操作を依頼するような理由は全くないし、卸売3社においても価格操作をすべき理由が全くない。

### 15 第3 当裁判所の判断

1 後記証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被告は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村を区域とし、組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売等の事業を行う農業協同組合である。卸売3社は、いずれも青果物の受託販売等の業務を目的とする卸売会社である。原告は、農業を営んでおり、平成26年から平成29年まで、ズッキーニ（品種はグリーンツスカである。）を被告の月夜野集荷所に出荷していた。同じ頃、被告の月夜野集荷所には、原告以外にズッキーニを出荷する者が2人いた（弁論の全趣旨）。

20 25 (2) 原告は、次のとおり、平成28年7月27日にズッキーニを被告の月夜野集荷所に出荷し、同年8月2日に被告との間で販売代金の精算がされた

(甲8)。なお、単価は1箱当たりの金額であり、1箱は2kg入りである。

等階級	数量(箱)	単価(円)	精算金額(円)
A 2 L	5	300.00000	1500
A L	11	355.55555	3911
A M	91	310.19108	2万8227
A S	9	355.55555	3199

(3) 被告は、次のとおり平成28年7月27日に月夜野集荷所で集荷されたズッキーニを出荷した(甲2)。なお、単価は1箱当たりの金額であり、1箱は2kg入りである。

10 ア 出荷先 県央青果

等階級	数量(箱)	単価(円)	金額(円)
A L	6	200	1200
A M	41	300	1万2300
A M	50	200	1万0000
A S	6	200	1200

15 イ 出荷先 シティ青果

等階級	数量(箱)	単価(円)	金額(円)
A 2 L	9	300	2700
A L	21	400	8400
A M	66	400	2万6400
A S	21	400	8400

(4) 被告が平成28年7月から同年9月までに月夜野集荷所で集荷し、シティ青果に出荷したズッキーニ(等階級AM)について、1箱(2kg)当たりの単価は、別紙「【2016年7月~9月】被告 月夜野集荷場(ズッキーニ)販売環境について」に記載のとおりである(なお、別紙の年月日欄記載の年月日は売立日であり、被告からの出荷日はその前日であると認め

られる。) (甲 1, 2, 乙ろ 1, 弁論の全趣旨)。

(5) シティ青果が平成 28 年 7 月から同年 9 月までに取り扱ったズッキーニの 1 kg 当たりの単価 (原産地別) は、同年 7 月は平均 266 円、群馬県産は 171 円 (岩手県産と並んで最も安い。), 最も高いのは静岡産の 933 円であり、同年 8 月は平均 319 円、群馬県産は 202 円、最も安いのは茨城県産の 173 円、最も高いのは千葉県産の 957 円であり、同年 9 月は平均 474 円、群馬県産 368 円、最も安いのは山形県産の 298 円、最も高いのは千葉県産の 1000 円である (乙ろ 2)。

(6) シティ青果は、平成 28 年 7 月 28 日の野菜相場表において、同日築地市場で最も高値で販売されたものとして、長野県産のズッキーニ (等階級 AM) 2 kg 当たりの価格が、1080 円である旨を公表した (乙ろ 3, 弁論の全趣旨)。

(7) 被告が平成 29 年 7 月及び同年 8 月に月夜野集荷所で集荷し、シティ青果、県央青果及び東京青果に出荷したズッキーニ (等階級 AM) について、1 箱 (2 kg) 当たりの単価は、別紙「被告 (月夜野集荷所) が平成 29 年 7 月及同年 8 月に出荷したズッキーニ (AM) の出荷先毎の単価 (円)」に記載のとおりである (甲 3, 弁論の全趣旨)。

(8) 原告がズッキーニの出荷に使用していた段ボール箱は、被告から購入したものであり、側面に生産者名として原告の氏名が印刷されていた (弁論の全趣旨)。

## 2 原告の主張(2)アについて

上記 1 認定事実によれば、平成 28 年 7 月 24 日から同年 8 月 25 日までに被告の月夜野集荷所で集荷され、シティ青果に出荷されたズッキーニ (等階級 AM) について、1 箱 (2 kg) 当たりの価格が 400 円と一定していたことが認められる。

原告は、価格決定の前提条件は日々異なる、7 月下旬から 8 月下旬は例年

相場が激変する時期である、過去3年間で3日以上同じ価格が続いたことはないなどと主張するが、仮に原告主張のとおりであるとしても、上記1認定のとおり、シティ青果が取り扱った群馬県産ズッキーニの1kg当たりの単価が、平成28年7月は171円、同年8月は202円であることに照らせば、同年7月24日から同年8月25日までに利根沼田農協から出荷されたズッキーニの販売価格が1箱（2kg）当たり400円と一定していたことが、シティ青果において値崩れを防ぐために営業努力を行った可能性をうかがわせることはあっても、シティ青果による意図的な価格操作によるものであることを推認させるものではない。

また、原告は、平成28年7月28日のシティ青果のホームページ上のズッキーニの「実勢価格」が1080円であった旨を主張するが、上記1認定のとおり、これは、同日の野菜相場として、築地市場で最も高値で販売されたものが、長野県産のズッキーニ（等階級AM）2kg当たり1080円である旨を公表したものである。上記1認定のとおり、同じズッキーニであっても、原産地によって販売価格に相当程度の差があり、群馬県産のズッキーニ（被告の出荷分に限られない。）の販売価格は平均を下回っていることからすると、長野県産ズッキーニの販売価格と、群馬県産である被告の出荷分の販売価格が近似していないとしても、不自然、不合理であるとは認められない。

以上のほか、本件全証拠によても、平成28年7月24日から同年8月25日までに被告の月夜野集荷所で集荷され、シティ青果に出荷されたズッキーニの1箱（2kg）当たりの価格が400円と一定していたことが、シティ青果が価格操作をした結果であるとは認められない。

### 3 原告の主張(2)イについて

上記1認定事実によれば、平成28年7月28日に原告が出荷したズッキーニは、A2L5箱、AL11箱、AM91箱、AS9箱であるところ、同日被告が県央青果に出荷したズッキーニは、AL6箱、AM41箱、同50

5

10

15

20

25

箱，AS 6 箱であり，シティ青果に出荷したズッキーニは，A 2 L 9 箱，A L 9 箱，AM 6 6 箱，AS 2 1 箱である。被告はA 2 L をシティ青果にしか出荷していないから，原告の出荷したA 2 L はシティ青果に出荷されているはずであるし，被告が県央青果及びシティ青果に出荷したA L 及びAS の各数量と，原告が被告に出荷したA L 及びAS の各数量を比較すると，原告の出荷したA L 及びAS は，その全部がシティ青果に出荷されている可能性もあれば，県央青果及びシティ青果に分けて出荷されている可能性もあるが，シティ青果に全く出荷されなかつたことにはならない。このことからすると，被告が県央青果に出荷したAM の数量（合計 9 1 箱）が，原告の出荷したAM の数量（合計 9 1 箱）と一致することのみをもって，原告の出荷したAM の全部が，被告によって県央青果に出荷されたはずであるとは認められない。上記のとおり，原告の出荷したA L 及びAS は，少なくとも一部がシティ青果にも出荷されていることになり，上記 1 認定のとおり，県央青果及びシティ青果は，それぞれA L 及びAS を別の価格で販売しているが，シティ青果ではA L 及びAS の一部を異なる価格で販売していないこと，つまり原告の出荷分と他の生産者の出荷分とを区別していないことを考慮すれば，シティ青果及び県央青果において，原告の出荷したAM に限って，ことさら安い価格で販売しようとしていたとは考え難い。

上記 1 認定事実によれば，原告と被告が販売代金の精算をするに当たって，被告が県央青果及びシティ青果にそれぞれ出荷したAM の販売価格の平均値をもって単価が算出されると認められるのであり（310.19108 円 = ((41 箱 × 300 円) + (50 箱 × 200 円) + (66 箱 × 400 円)) ÷ 157 箱），このことを考慮すれば，仮に原告の出荷したAM の全部が，被告によって県央青果に出荷され，シティ青果に出荷されたものより安価な価格で販売されたとしても，それが原告を害するための価格操作になるとは到底認められない。

#### 4 原告の主張(2)ウについて

- (1) シティ青果が、平成29年6月30日頃、被告に対し、ズッキーニのうちグリーントスカは受けられない旨の申入れをしたことや、同年7月及び同年8月、ズッキーニのうちグリーントスカの取扱いを止めたことを認め  
るに足りる的確な証拠はないし、上記の期間において、原告が被告の月夜野集荷所に出荷したズッキーニの数量が明らかにされていないから、上記の期間において、原告の出荷したズッキーニについて、被告がシティ青果には出荷せず、県央青果及び東京青果にのみ出荷したとまでは認められない。
- (2) 仮に平成29年7月及び同年8月において、原告が被告に出荷したズッキーニが、シティ青果には出荷されず、県央青果及び東京青果にのみ出荷されていたとしても、上記の期間において、原告が被告の月夜野集荷所に出荷したズッキーニの数量は明らかにされておらず、上記1認定のとおり、この頃、原告以外にも被告にズッキーニを出荷していた生産者がいたことからすると、被告が県央青果及び東京青果に出荷したズッキーニに、原告以外の生産者の出荷分が含まれていた可能性も否定できず、本件全証拠によっても、県央青果及び東京青果が、原告の出荷物に限って、安価な価格で販売したとは認められない。また、地域によって消費者の嗜好や経済力に差異があるのが通常であり、市場ごとに環境や前提条件が異なることからすれば、同一の品目であっても、市場ごとに需要の程度も異なるはずであり、卸売3社が同じ日に同一の品目を異なる価格で販売していたとしても、それが不合理であるなどとはいえず、原告主張の価格操作があったということにはならない。
- (3) 原告がズッキーニの出荷に使用していた段ボール箱に、その氏名が印刷されていたからといって、そのことから直ちに卸売3社が原告を具体的に認識することができたとはいえないし、本件全証拠によっても、卸売3社

において、被告から出荷されたズッキーニのうち、原告の出荷物についての販売価格を決めるに当たり、意思を相通じていたとは到底認められない。

#### 5 原告の主張(2)エについて

上記3及び4に説示したところによれば、被告が、原告の出荷分を差別化し、共謀して卸売3社の価格操作に協力したなどと認めることはできない。

#### 6 原告の主張(2)オについて

上記2から5までに説示したとおり、卸売3社及び被告について、原告主張の共同不法行為が成立するとは認められないとからすれば、原告に対し、トミザワが卸売3社の各責任者の身元の開示をせず、イシクラがトミザワの身元を開示しなかったとしても、それが隠避や隠蔽に当たるとはいえない。

また、原告からの依頼があったとしても、被告において原告のために平成28年7月27日出荷分に係る集荷所メモを保管すべき法的義務を負うとは考え難いし、原告が集荷所メモと同旨の記載のある青果市況明細表（甲2）入手できることも併せて考慮すれば、トミザワが集荷所メモを廃棄したとしても、それが証拠隠滅に当たるとは認められない。

なお、原告は、被告の説明責任を問題にするようであるが、被告と原告が農業協同組合とその組合員であるとの関係があるからといって、上記のような事実についてまで、被告が説明義務を負うものとは解されない。

また、シティ青果が、平成28年8月30日頃、そのホームページ上でズッキーニの実勢価格の表示を中止したとの事実及びそれが被告との共謀によるとの事実を認めるに足りる証拠はない。

### 第4 結論

以上によれば、原告の主張するその余の点を検討するまでもなく、原告の被告に対する請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁 判 官

松本有紀子



(別紙)

【2016年7月～9月】利根沼田農協 月夜野集荷場(ズッキーニ)販売環境について

年 月	日	(AM) 単 価	数 量	金 額 ( 円 )
2016年7月	2 日	500 円	27箱	13,500円
	4 日	400 円	29箱	11,600円
	5 日	400 円	45箱	18,000円
	6 日	300 円	19箱	5,700円
	6 日	400 円	26箱	10,400円
	7 日	300 円	28箱	8,400円
	7 日	500 円	2箱	1,000円
	8 日	250 円	45箱	11,250円
	9 日	300 円	33箱	9,900円
	9 日	500 円	3箱	1,500円
	11 日	300 円	69箱	20,700円
	12 日	300 円	48箱	14,400円
	14 日	300 円	45箱	13,500円
	15 日	300 円	30箱	9,000円
	16 日	300 円	32箱	9,600円
	19 日	300 円	60箱	18,000円
	20 日	300 円	45箱	13,500円
	21 日	300 円	36箱	10,800円
	22 日	300 円	23箱	6,900円
	23 日	300 円	40箱	12,000円
	25 日	400 円	48箱	19,200円
	26 日	400 円	31箱	12,400円
	28 日	400 円	66箱	26,400円
	29 日	400 円	25箱	10,000円
	30 日	400 円	60箱	24,000円

年 月	日	(AM) 単 価	数 量	金 額 ( 円 )
2016年8月	1 日	400 円	81箱	32,400円
	2 日	400 円	25箱	10,000円
	3 日	400 円	40箱	16,000円
	4 日	400 円	21箱	8,400円
	5 日	400 円	50箱	20,000円
	6 日	400 円	43箱	17,200円
	8 日	400 円	64箱	25,600円
	9 日	400 円	68箱	27,200円
	10 日	400 円	37箱	14,800円
	12 日	400 円	55箱	22,000円
	13 日	400 円	18箱	7,200円
	17 日	400 円	85箱	34,000円
	18 日	400 円	30箱	12,000円
	19 日	400 円	22箱	8,800円
	20 日	400 円	48箱	19,200円
	22 日	400 円	50箱	20,000円
	23 日	400 円	10箱	4,000円
	25 日	400 円	16箱	6,400円
	26 日	400 円	7箱	2,800円
	27 日	500 円	10箱	5,000円
	29 日	600 円	10箱	6,000円

年 月	日	(AM) 単 価	数 量	金 額 ( 円 )
2016年9月	1 日	800 円	4箱	3,200円
	3 日	800 円	8箱	6,400円
	5 日	800 円	12箱	9,600円
	6 日	800 円	14箱	11,200円
	7 日	800 円	19箱	15,200円
	8 日	800 円	19箱	15,200円
	9 日	700 円	21箱	14,700円
	10 日	600 円	14箱	8,400円
	12 日	600 円	36箱	21,600円
	13 日	600 円	17箱	10,200円
	15 日	600 円	34箱	20,400円
	16 日	600 円	16箱	9,600円
	17 日	600 円	15箱	9,000円
	20 日	800 円	15箱	12,000円
	23 日	800 円	10箱	8,000円
	24 日	800 円	13箱	10,400円
	26 日	800 円	7箱	5,600円
	29 日	1,500 円	5箱	7,500円
	30 日	1,200 円	3箱	3,600円

(別紙)

被告（月夜野集荷所）が平成29年7月及同年8月に出荷したズッキーニ（AM）の出荷先毎の単価（円）

なお、県央青果のカッコ内の数値は黄色のズッキーニ（AM）の単価（円）で  
ある。

	シティ青果	県央青果	東京青果
7月 3日	437	200	
7月 7日	566	200	
10 7月10日	600	150 (300)	
7月14日	322		100
7月17日	272	100 (200)	50
7月18日	201	50	
7月19日	243	100	
15 7月23日	325	150	
7月31日	500	200	
8月 1日	665	200	
8月 3日	640	200	
8月11日	500	200	
20 8月17日	600	150	

以上

これは正本である。

令和元年12月10日

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 岡 部 佳

